

令和 4 年 6 月 23 日現在

機関番号：10104

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01361

研究課題名（和文）清明期における遺言能力

研究課題名（英文）Testamentary Capacity in the Lucid Interval

研究代表者

岩本 尚禎（Iwamoto, Naoki）

小樽商科大学・商学部・教授

研究者番号：80613182

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,300,000円

研究成果の概要（和文）：遺言能力に対して認知症が及ぼす影響について研究した。その過程で、そもそも我が国の民法は認知症の影響を考慮せずに制定されたことが判明した。そこで、次にイギリス法を研究した。その結果、イギリスでも我が国と同様に、認知症と遺言能力の関係が争われていること、そこでは遺言者の記憶が論点となっていること、イギリスの裁判所は遺言者の記憶に疑わしい点があるとしても遺言能力を肯定する傾向にあることが判明した。

また、イギリス法研究の過程で、「認知症と記憶」につき医学研究の進展が見られることも判明した。遺言能力と認知症の問題に、これらの知見を援用できる可能性を提示したことも、本研究の成果の一つである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

高齢化や遺言の普及により、「認知症と遺言」の問題が今後も増大することが予想される。そうした中、本研究は紛争の予防的解決に役立つことが期待される。そして、このことは、ひいては遺言を巡る家庭不和の回避にも貢献するであろう。認知症が遺言能力に及ぼす諸問題の解決は、法学と医学の学際的連携という観点のみならず、より良い社会の実現という観点からも意義を有する。

研究成果の概要（英文）：I studied the effect of dementia on will ability. In the process, it became clear that Japan's Civil Code was enacted without considering the effects of dementia. So I then studied English law. As a result, as in Japan, the relationship between dementia and will ability is disputed in Britain, the memory of the testator is the issue there, and the British court is suspicious of the memory of the testator. It turns out that there is a tendency to affirm the will ability, if any.

In the process of British law research, it was also found that medical research progressed on "dementia and memory". It is also one of the results of this study to present the possibility that these findings can be applied to the problems of will ability and dementia.

研究分野：民法学

キーワード：遺言能力 意思能力 法律行為 遺言 認知症 記憶 意識清明期 認知的浮動

1. 研究開始当初の背景

認知症高齢者の遺言能力を争う事案が増加傾向にある一方で、民法は遺言能力につき15歳という下限を設けるのみである(民法961条)。遺言能力は一般の行為能力の獲得年齢(20歳。民法4条)よりも低く設定されていることから、一般の行為能力より低い程度で足りると解されてきた。これは、遺言の成立範囲を拡大し、被相続人の最終意思の尊重することが、その趣旨である(我妻栄『民法大意(第2版)下巻』(1971年)730頁)。一般論として正当であるが、問題は最終意思の真正を如何にして担保するか、である。

確かに、成年被後見人が一時的に事理弁識能力を回復したときに遺言を作成する場合は医師の立会が必要とされる(民法973条)。民法が清明期の可能性とリスクを認めていることが窺われる。しかし、後見開始の審判を受けていない認知症高齢者が遺言を作成する場合、その意思の真正を担保する方法は法制度として存在しない。のみならず、行為時を基準として判断される遺言能力(民法963条)が「清明期」という概念と接合することで問題は複雑化する。遺言作成時における遺言能力の回復が清明期による「見せかけの」回復であったとしても、それに気づかない裁判所は遺言能力を肯定してしまうからである。確かに、改訂長谷川式簡易知能評価スケール等を参照して遺言能力の有無を検討する裁判例は少なくない。ところが問題は、裁判所が当該遺言者の認知症を認定しながら、総合的考慮の名のもとに、例えば「漢字の読み書きが可能」・「筆跡がしっかりしている」等を根拠として遺言能力を肯定する点である(この問題について伊藤昌司「遺言自由の落とし穴 - すぐそこにある危険」河野正輝・菊池高志(編)『高齢者の法』(1997年)186-187頁)。「読み書き」や「しっかりした筆跡」は小学生でも可能であるし、認知症が相当程度に進行しても形骸化した慣習的行為が保たれることは既に指摘されており(浅野弘毅「認知症と遺言能力」PSYCHIATRY46巻(2007年)79頁)。遺言能力の根拠としては不十分であるように思われる。遺言者の意思の真正が確保されない結果、被相続人の認知症を奇貨とする相続人等が被相続人の最終意思を顧みず、その財産を侵奪する事態が生じる(鹿野菜穂子「高齢者の遺言能力」立命館法学249号(1996年)1054頁)。相続人を含めた潜在的受益者にとっては後見開始の審判こそ有害であるため、民法973条が無効化されるおそれさえある。遺言能力の有無を評価する基準の確立は、高齢化社会における喫緊の課題である。

この問題に応接するべく、医学界から「認知症と遺言能力」をテーマとした研究が相次いで公表されている。それによると、「認知的浮動は、エピソード記憶や高次実行脳機能等のような遺言能力を獲得する上で必要となるはずの認知領域にまで及ぶものではなく、つまり、清明期に係る法的判断を適切に正当化するものとはなり得ないであろう」という(紙幅の都合上、近時の重要文献として次の一件のみ挙げる。Kenneth I. Shulman et. al., Cognitive Fluctuations and the Lucid Interval in Dementia: Implications for Testamentary Capacity, The Journal of The American Academy of Psychiatry and the Law, vol.43, no.3, 2015, p. 289.)。

上記は現在の裁判実務を批判的に捉える上で注目し得る重要な研究成果であるが、これを我が国で援用するためには課題が残る。第一は我が国の法学界において馴染みの薄い「清明期」とは如何なる概念か、第二は清明期における認知能力の振れ幅 = 認知的浮動はどの程度か、第三は清明期における認知的浮動によって回復されない遺言能力とは如何なる要件を備えたものか、である。これらの点は、研究開始当初は十分に解明・検討されていなかった論点である。以上を背景として、本研究を開始した。

2．研究の目的

日常的に不安定な言動を見せる認知症の高齢者が一時的に「正気」を取り戻している（ように見える）時期を、清明期（lucid interval）と呼ぶ。こうした認知的浮動は健常者にも見られるため、清明期に作成された遺言の有効性を我々は経験的に肯定しがちである。しかし、近時の医学研究は清明期における遺言能力の回復に懐疑的であり、これに依拠した外国裁判例も登場し始めている。認知症と遺言能力を巡る研究は医学と法学の学際的な連携が不可欠であるにもかかわらず、この点に関する我が国の研究状況は必ずしも十分とは言えない。本研究は、遺言能力の判定が困難である一場面として「清明期における認知的浮動」を取り上げ、これに関連する医学的な知見を踏まえながら、現在の裁判所の判断を批判的に検証し、遺言能力の回顧的な（retrospective）評価基準（遺言者の死後に遺言者の能力を評価する基準）の策定を目指すことが目的である。

3．研究の方法

認知症が遺言の作成に及ぼす影響について研究した。最初の問題は、認知症の進行が常に変動することを踏まえつつ、認知症の症状が一時的に回復しているかのように見えるタイミングで遺言が作成された場合に、その遺言の効力を認めてよいかどうか、という点である。まず、この問題を日本民法が想定していたかどうか、について確認した。その結果、確かに日本民法 973 条は、精神疾患患者の精神能力の「一時回復」について規定しているものの、民法起草者は同条が予定する精神疾患として認知症を想定していなかったことが判明した。同条の精神疾患として認知症を含め得るかどうか、は認知症それ自体の研究に加えて、認知症と遺言能力の関係性についても研究する必要性が確認された。そこで続いて、この問題を検討するため、国外の法制に目を転じ、イギリス法の遺言能力要件を研究した。イギリス法を取り上げた理由は、同国における 1870 年の判例「Banks v. Goodfellow 事件」が精神疾患と遺言能力の関係性について検討し、これが現在もなお確立した判例として妥当しており、我が国の法解釈にとって参考に資すると考えたからである。その結果、確かに同判例は現在も確立したのものとして理解され、認知症患者が遺言を作成した事案についても適用されていることが判明した。それと同時に、同国では絶対的遺言自由という歴史的背景も影響してか、遺言者が記憶障害を持つ認知症患者の事案においても裁判所は遺言能力を安易に肯定する傾向にあり、しかもこうした裁判所の立場は近年の医学的な認知症研究の成果と必ずしも整合しない、ということも判明した。近年の医学的な認知症研究の成果によれば、認知症患者の精神能力が一時的に回復することは認められるものの、それは遺言能力を回復させる程度ではなく、しかも遺言能力には遺言者の記憶が重要である、ということが提示されているのである。

4．研究成果

上記「3．研究の方法」におけるイギリス法研究に該当する成果が以下のものである。

- ・岩本尚禧「7 遺言能力要件の現状と課題 - Banks v. Goodfellow 事件の再検証」(執筆)藤原正則・池田 清治・曾野裕夫・遠山純弘・林誠司(編)『民事法制度の構造と解釈 松久三四彦先生古希記念』(信山社、2022 年)

上記「3．研究の方法」における日本法研究に該当する成果が以下のものである。

- ・岩本尚禧「遺言能力の『一時回復』」商学討究(小樽商科大学)71 巻 1 号(2020 年)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 岩本尚禧	4. 巻 71
2. 論文標題 遺言能力の「一時回復」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 商学討究（小樽商科大学）	6. 最初と最後の頁 151、182
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 岩本尚禧「7 遺言能力要件の現状と課題 - Banks v. Goodfellow事件の再検証」（執筆）	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 ?
3. 書名 『民事法制度の構造と解釈 松久三四彦先生古希記念』藤原正則・池田 清治・曾野裕夫・遠山純弘・林誠司（編）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------